

# 平成29年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月16日(木)から3月15日(水)までです

## ◆申告相談会の日程及び場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月16日	木曜日	8:30～17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月17日	金曜日	8:30～17:00		
2月20日	月曜日	8:30～17:00		
2月21日	火曜日	8:30～17:00		
2月22日	水曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室1(洋室)
2月23日	木曜日	9:00～15:00		

※当日都合の悪い方は、別の相談会場または上記相談日以外の日に、住民生活課税務保険グループ窓口までお越しください。

## ◆主な確定申告を必要とする方

- 1 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- 2 年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方  
※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他に20万円を超える所得がない方は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となる場合があります。

## ◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています。

例) 平成28年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%)を超える方

※事前に人毎・病院毎に集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることができます。

※保険等で補てんされた金額がある場合は、補てんされた額をご確認の上、お越しください。

例) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方または増改築をされた方で一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

## ◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください。

- 1 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)の写し」または「納税者の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付身分証明書の写し」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー
- 3 印鑑
- 4 平成28年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 5 生命保険料及び地震保険料等の支払証明
- 6 医療費等の領収書
- 7 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 8 国民年金支払証明書
- 9 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書など
- 10 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

問合せ先：住民生活課税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

## 稚内税務署からのお知らせ

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成29年2月16日(木)から同年3月15日(水)までです。還付申告については、平成29年2月15日(水)以前でも行えます。

(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付を行っておりません)

また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) —